

成績評定規程

第1章 評定原則

(総則)

第1条 この規程は、大学学則第17条及び大学院学則第13条の3に掲げる成績の取扱いについて定めることを目的とする。

(総合評価)

第2条 学生の成績評価は、次の方法によって、総合的に行う。

(1) 学則第17条に規定する試験の結果は、主要な評価資料とする。

(2) 授業科目担当者は、学生の教室内活動への貢献度、教室内外の学業態度及び提出物等によって認められる創造性及び先見性等により、平均値を算定する。

2 前項各号の基準によって算定された数値を、次の基準で評定する。

(1) 秀 (90点以上)

(2) 優 (80点以上90点未満)

(3) 良 (70点以上80点未満)

(4) 可 (60点以上70点未満)

(5) 不可 (60点未満)

(6) 合格 (PN科目における合格)

(7) 不合格 (PN科目における不合格)

3 前項第1号から第4号及び第6号を合格とし、単位を認定する。

第2章 試験

(受験の心得)

第3条 受験に当たって、学生は次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 受験中は、常時、学生証を机上右側に必ず置いておくこと。

(2) 次に掲げる不正行為をしないこと。

(a) カンニング

(b) 筆記具の貸借

(c) ノート参照が認められている場合の他人のノート (コピーを含む。) の参照

(d) 辞書持込みの場合の意図的な書き込み辞書の使用

(e) 試験に相当する、課題レポート・課題作品や卒業論文等の作成において、盗用 (剽窃) 又はインターネットからのコピー・アンド・ペースト等の不正と判断される行為

(f) その他、学生としての本分に反する行為、公序良俗に反する行為

(3) 試験開始後、25分以上の遅刻者は、当該科目の受験はできない。

(4) 試験の種類によっては、所定の受験料を教務課に納入すること。

(試験の種類)

第4条 試験の種類は、定期試験、臨時試験、追試験及び再試験の4種類とする。

(定期試験)

第5条 定期試験は、前期及び後期の各期末並びに授業終了後に時期を定めて行う試験をいう。

2 定期試験は、次の時期に実施する。

(1) 通年開設科目は、通常7月下旬及び1月下旬

(2) 前期は7月下旬、後期は1月下旬

(3) 集中開設科目は、原則として授業終了後2週間以内

(臨時試験)

第6条 臨時試験は、定期試験以外の時期に行う試験をいう。

2 臨時試験は、科目担当者が必要と認めた時期に行う。

(追試験)

第7条 追試験は、学生が病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者に対して行う試験をいう。

2 前項に規定する「その他やむを得ない理由」には、次に掲げるものを含む。

- (1) 就職試験
- (2) 教育実習
- (3) 三親等以内の忌引
- (4) 不慮の災害
- (5) 交通機関の途絶及び延着
- (6) 交通事故
- (7) 父母兄弟姉妹の危篤
- (8) その他教授会が認めた場合

3 追試験は、次の時期に行う。ただし、通年開設科目については、前期（後期から翌年度前期にわたる通年科目にあつては後期）の追試験は実施しない。

- (1) 前期の定期試験実施科目のうち、前期に授業が終了する科目については、おおむね8月下旬とする。
- (2) 後期の定期試験実施科目のうち、後期に授業が終了する科目については、おおむね2月中旬とする。

4 追試験の手続は、次による。

- (1) 追試験の受験を希望する者は、定期試験を受験できなかった理由を証明する医師の診断書又は証明書等を添え、所定の「追試験受験許可願」及び追試験受験料を教務課に提出・納入しなければならない。（所定の受験許可願を提出していない場合は、受験を認めない。）
- (2) 前号に掲げる証明書については、その証明を得ることが困難と認められる場合は、受験できなかった理由書をもって証明書に代えることができる。ただし、当該理由書は、本人とその保証人の連署及び捺印のあるものでなければならない。
- (3) 追試験受験許可願の提出期限は、別に定める。

(再試験)

第8条 再試験は、当該年度の定期試験又は追試験の成績が不合格の者に対して成績評定結果の発表後に行う試験をいう。ただし、再試験は、1回限りとする。

2 再試験は、前・後期の定期試験又は追試験の成績評定結果発表後に、当該科目担当者の判断によって行う。

3 再試験の手続は、次による。

- (1) 前項の成績評定結果発表後、各自が受験科目を確認し、所定の「再試験受験許可願」及び再試験受験料を教務課に提出・納入しなければならない。（所定の受験許可願を提出していない場合は、受験を認めない。）
- (2) 再試験の申込締切日までに前号の手続を終えていない場合は、受験を認めない。

(仮学生証発行)

第9条 試験に際して「学生証」を忘れた者に対しては、「仮学生証」を発行する。ただし、「仮学生証」は当日のみの有効とする。

(不正行為に対する措置)

第10条 第3条に掲げる受験の心得に反して不正行為を行った者に対しては、当該学期の全科目について単位を与えることはできない。

2 前項については、別途内規を定める。

第3章 成績評定

(成績の評定方法)

第11条 履修科目の成績は、定期試験、追試験又は再試験の試験成績を主とし、学修状況等を参考に、第2条に規定する基準に基づく総合評価によって、授業科目担当者が評定する。

2 実験及び実技の科目については、前項の規定によらないで評定することができる。

3 成績の問い合わせ及び異議申し立てに関する取扱いは別に定める。

(通年開設科目の学年成績評定方法)

第12条 通年開設科目の成績の評定は、原則として、前期及び後期における成績の平均値を基に行う。この場合において、前期における成績が60点未満であっても、後期において相当の向上が認められるときは、学年を通じた成績によって評定することができる。

2 前期の定期試験を受験し、病気その他やむを得ない理由によって後期の定期試験を受験できなかった者が追試験を受験した場合も、学年を通じた成績によって評定することができる。

(再試験成績の評定基準)

第13条 再試験の成績は、最高成績を合格最低成績(60点)として評定する。

(受験しなかった科目の取扱い)

第14条 定期試験及び追試験の両方を受験しなかった科目については、成績の評定を行わない。

(海外留学生の取扱い)

第15条 海外の大学で履修する科目に係る成績評定においては、次の事項を加える。

(1) 海外の大学での履修については、本学と履修先大学との事前協議を前提とする。

(2) 履修先大学の成績証明書に加えて、総合評価に有用な資料を求める。

(休学者又は退学者に対する成績評定)

第16条 休学者又は退学者で、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条までの定めによって成績の評定を行い、合格者には所定の単位を授与する。

(1) 前期開設科目にあっては、休学又は退学許可期日が該当年度の9月30日以降である場合

(2) 後期開設科目又は通年開設科目にあっては、休学又は退学許可期日が該当年度の3月31日以降である場合

(3) 集中講義科目にあっては、休学又は退学許可期日以前に授業及び試験が終了している場合(大学以外の教育施設等における学修)

第17条 九州ルーテル学院大学学則第22条第3項に規定する大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する事項は、別表のとおりとする。

第4章 雑則

(所管部署)

第18条 この規程は、教務課を所管部署とする。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の改正は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規程は各項整備、字句修正を加え、これを理事会は確認する。〈議決No. 98-21〉

附 則

1 平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年以前に入学した者については、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月18日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年3月17日に制定し、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年（2023年）9月21日から施行する。

別表

1. 英語検定資格

次の英語技能検定試験において、所定の成果をあげていると判断される場合、本人の希望があれば、「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」の単位として認定することができる。

対象となる英語検定	スコア又は級	認定科目
TOEFL (過去2年間の取得スコア)	CBT : 173 以上	英語Ⅰ及び英語Ⅱ
	PBT : 500 以上	
	iBT : 61 以上	
TOEIC (過去2年間の取得スコア)	600 以上	英語Ⅰ及び英語Ⅱ
実用英語技能検定	準1級以上	英語Ⅰ及び英語Ⅱ

(注)・受講開始後に上記の資格を取得した場合、本人の希望があれば以降の受講を免除し、単位を認定する。

- ・認定を希望する学生は申請書類を教務課に提出する。
- ・認定された単位はGPAの対象から除く。

2. 外部英語検定試験による認定（キャリア・イングリッシュ専攻）

キャリア・イングリッシュ専攻の学生が入学時に受験する外部英語検定試験及び英語面接において、アドバンスト・クラスに選抜された場合は、「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」の単位を認定し、受講を免除する。

なお、外部英語検定試験は、TOEIC、TOEFL又はこれらと同等程度の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、大学が大学教育相当水準と認めたものとする。